

**アサヒグループ
内部通報案件の調査に関する基本原則**

本原則の目的

アサヒグループ内部通報案件の調査に関する基本原則(以下「本原則」という。)の目的は、アサヒグループ各社によるすべての調査が、公正・中立・客観的に、関係者の秘密とプライバシーを守りながら、不正行為の疑いを報告した者への報復を防止する形で行われることを確保することにある。

本原則が適用される事項

アサヒグループ各社は、「アサヒ Speak Up 規程」に基づき受け付けた通報、つまり、アサヒグループ各社における不正行為の疑いに関するすべての通報について、本原則を遵守するものとする。

調査の目的

調査の目的は、以下のいずれか 1 つ以上の目的とする。

- アサヒグループにとっての重要なリスクを特定し、軽減すること
- 不正行為の疑いに関与した人物の特定を含め、事実を確定すること
- 問題の根本的な原因を特定すること
- 状況を改善するための措置を講じること
- 予防措置を講じること
- 適用法令により要請される場合に、規制当局に開示または報告すること
- 適切な懲戒処分を行うこと

指針

アサヒグループにおける調査は、以下に記載する包括的な原則に沿って行われるものとする。現地の法令の違いにより、調査の具体的な手順は管轄区域によって若干異なる可能性があるが、調査はすべて適用される現地の法令に従って行われるものとする。

1. すべての案件に真摯に対応すること

- 不正行為の疑いが存在すると信じるに足る情報がある限り、調査を行うものとする。
 - 調査に際しては段階的アプローチをとる。
 - 通報者から入手した情報や証拠、その他容易に確認できる事実を通じて、まず事案の調査を行うべきかどうかを判断する。
 - 例えば、以下のような報告事案については、調査を行わない。
 - 漠然としていて、不正行為の疑いが存在すると信じるに足る情報が書かれていない事案
 - 根拠がなく、客観的に立証されている事実と矛盾している事案
 - 「アサヒ Speak Up 規程」が定める報告の基準に合致しておらず、他の方法で対処すべき事項に関する事案
- ただし、同種事案の報告が頻発する場合は、解明が容易でない不正行為の兆候である可能性があるため、慎重に検討しなければならない。

2. 秘密厳守で調査を行うこと

- 調査の機密を保持するため、調査チームの人数および通報内容や対応状況について報告を受ける人を制限し、調査チーム外に共有する内容も制限する。
- 適用法令に基づき必要な場合、内部通報を受け付け、通報者と連絡を取り、調査を行い、必要な改善措置を講じる担当者を指名する。そのような担当者の指名が適用法令により義務付けられていない場合は、調査チームにてこれらの事項を担当する。調査チームの人数は、不正行為の疑いの種類や性質によって異なるが、調査の全工程を通じて客観性を確保し、調査を適切かつ効果的に実施すべく、調査チームは最低 2 名で構成されるものとする。調査に関する情報は、必要に応じて調査チームのメンバー間で共有される。
- 通報者・目撃者・被疑者・その他関係者とのすべての面談およびその他の連絡の際には、十分な注意を払い、機密を保持して行うものとする。事案によって、アサヒグループは適用法令に基づき、通報された事項を当局に報告する義務を負う場合があり、その場合、通報の詳細を開示しなければならないことがあり得る。
- 調査によって得られたすべての情報は、これを保護すると共に、情報の不適切な開示を防ぐためのあらゆる合理的な措置を取るものとする。

3. 利益相反を回避すること

- 通報の中で名前が挙げられた人、および当該通報に関わる部署に所属する人は、調査チームの担当者から除外し、除外された者は調査に影響を与えてはならない。
- 現実利益相反が生じ、または利益相反の外観が生じたと考えられる場合には、現実の利益相反を解消するための措置を講じるものとする。

4. 客観的に調査を行うこと

- 客観性を確保するため、調査に関するいかなる決定も、法律で別段の定めがある場合を除き、調査チームの2名以上のメンバーが共同で行わなければならない。
- 適切な記録保持のため、すべての面談には調査チームの少なくとも2名が同席する。
- 必要に応じて、面談対象者の事前の同意を得て、面談を録音することができる。
- 客観的な証拠の収集を重視し、証拠を保全し、収集、分析、保管の一連の流れを追跡するために必要な措置を講じるものとする。
- 決定は、事実および得られた証拠に基づくものでなければならず、意見に基づくものであってはならない。
- 決定に関する客観性と説明責任を確保するため、必要に応じて弁護士その他の外部専門家に助言と支援を求めるものとする。
- 公表が必要な事案については、客観的な調査を行うために弁護士等の外部専門家の起用も検討する。

5. 公正かつ中立に調査を行うこと

- 調査によって影響を受ける者が、調査において公平に発言できる機会を確保すべく、原則として、通報者との面談のみならず、被疑者との面談も実施する。
- 匿名などで通報者と連絡が取れない場合を除き、通報者との面談は調査の初期段階に実施し、可能な限り詳細な情報を得る。
- 面談に際しては、秘密保持に細心の注意を払い、不用意に被疑者を警戒させないよう努める。
- 必要な場合、または不正行為の可能性を示唆する十分な証拠がある場合は、通常被疑者との面談も実施する。
- このような被疑者との面談は、法律で別段の定めがある場合を除き、被疑者による証拠隠滅を防ぐため、一般的に、客観的な証拠が収集された後、調査の後半に行われるものとする。
- 被疑者は、不正行為の可能性が立証されるまでは、いかなる懲戒手続や措置も受けないものとする。ただし、不正行為を示唆する十分な根拠があり、適用される現地法令で認められる場合は、調査が継続する間、被疑者を停職処分にすることができる。
- 有罪の推定、偏見、その他の先入観により、調査手続や調査に基づく決定が歪められてはならない。

6. 遅滞なく調査を行うこと

- 疑われる問題が深刻な問題に発展するのを避けるため、報告された事案にはタイムリーかつ迅速に対処するものとする。
- 適用される現地法令により、より短期間またはより頻繁な進捗報告が要請されない限り、調査を3カ月以内に完了させ、通報者に通報受領確認から3カ月以内に調査結果を報告することを目指すものとする。被疑者の面談を実施した場合、ほぼ同時期に被疑者にも調査結果を通知する。
- 事案についてさらなる調査を実施しない場合は、3カ月以内にその旨を通報者に通知する。

- 3カ月の期間満了時点で、調査結果がまだ出ていない場合、通報者に対して、進捗を通知すると共に、想定されるその後のフィードバックについて可能な限り知らせるものとする。特に複雑な事案については、適用法令に従い、調査結果について報告するまでの期間を延長することができる。
- 必要な人へのフィードバックがなされた時点で、事案は終了し、「アサヒ Speak Up 規程」のエスカレーション手続に従ってのみ再開されるものとする。

7. 状況の改善を図ること

- 調査の最後には、人権侵害を含むあらゆる問題を是正または軽減し、弱点や統制の不備を是正するための明確な行動計画があることを確認するものとする。
- 適用法令により要請される場合、関係当局に必要な報告を行うものとする。

調査の責任分掌

アサヒグループの各地域統括会社は、そのグループ会社に関する事案について、調査する責任を負う。ただし、地域統括会社の経営陣に関わる事案については、アサヒグループホールディングス株式会社の調査チームが調査を行い、またはかかる調査チームとの協議の下で調査を行う。経営陣とは、取締役会の全構成員および Executive Committee の全構成員を指す。

上記にかかわらず、いくつかの国においては、通報者は各国ローカル窓口を選択することで、当該国での通報対応とすることができる。各国ローカル窓口になされた通報は、適用される現地法令に準拠して取り扱われる。

アサヒグループホールディングス株式会社の各直轄会社は、各社に関する事案について、調査する責任を負う。ただし、アサヒグループホールディングス株式会社の直轄会社の経営陣に関わる事案および、独立調査が必要とアサヒグループホールディングス株式会社が指定した事案については、アサヒグループホールディングス株式会社の調査チームが調査を行う。

なお、必要に応じ、社外のアドバイザーに社内調査を依頼することもある。

その他

本原則は 2025年3月26日をもって発効する。

本原則は、アサヒグループホールディングス株式会社の Legal 担当役員の決裁をもって修正することができる。

本原則は、アサヒグループホールディングス株式会社 Legal が所管し、その解釈については、同社の Head of Legal が決めるものとする。

沿革

2024 年5月16日 制定
2025 年3月26日 改正